

|                                       |                                       |                                       |   |   |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|---|
| 又所<br>名住<br>氏<br>の及<br>者称<br>託名<br>委は | 又所<br>名住<br>氏<br>の及<br>者称<br>託名<br>受は | 又所<br>名住<br>氏<br>の及<br>者称<br>託名<br>受は | 氏<br>の及<br>人稱<br>理名<br>管は<br>託又所<br>信名住 | の及<br>人稱<br>理名<br>管は<br>者又所<br>益名住<br>受氏び |
|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---|---|

鉱 業 信 託 原 簿

(電気事業会計規則の一部改正に伴う経過措置)  
 2 第二条の規定による改正後の電気事業会計規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度分の会計の整理について適用する。  
 (商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う債務の保証に係る財務及び会計に関する省令の一部改正に伴う経過措置)  
 3 旧郵便貯金(郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第九号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する省令を次のように定める。  
 平成十九年九月二十八日  
 信託法及び信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備等に関する省令  
 (鉱業登録令施行規則の一部改正)  
 第一条 鉱業登録令施行規則(昭和二十六年通商産業省令第四号)の一部を次のように改正する。  
 第四十六条中「前四条」を「第四十二条から前条まで」に改める。  
 様式第八

経済産業大臣 甘利 明

第百二号) 附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第二条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号) 第七条第一項各号に規定する郵便貯金をいう。)は、第三条の規定による改正後の商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律に基づき全国商工会連合会及び日本商工会議所が行う債務の保証に係る財務及び会計に関する省令第二条第二号の規定の適用については、銀行への預金とみなす。

|         |     |
|---------|-----|
| 信 託 条 項 | 予 備 |
|---------|-----|

鉱 業 信 託 原 簿

(特許法施行規則の一部改正)  
 第二条 特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)の一部を次のように改正する。  
 第十一条の四中、「様式第三十四」を「から様式第三十四まで」に改める。  
 第二十六条第一項第一号中「および」を「及び」に、「または」を「又は」に改め、同項第六号を第十一号とし、第三号から第五号までを五号ずつ繰り下げ、同項第二号中「または」を「又は」に、「および」を「及び」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。  
 二 受益者の指定に関する条件又は受益者を定める方法の定めがあるときは、その定め  
 第二十六条第一項第三号の次に次の四号を加える。  
 四 受益者代理人があるときは、その氏名又は名称及び住所又は居所  
 五 信託法(平成十八年法律第八号) 第八十五条第三項に規定する受益証券発行信託であるときは、その旨  
 六 信託法第二百五十八条第一項の受益者の定めのない信託であるときは、その旨  
 七 公益信託ニ関スル法律(大正十一年法律第六十二号) 第一条に規定する公益信託であるときは、その旨  
 第二十六条第二項中、「前項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。  
 2 前項第二号から第六号までに掲げる事項のいずれかを記載したときは同項第一号の受益者同項第四号に掲げる事項を記載した場合にあつては、当該受益者代理人が代理する受益者に限る。)の氏名又は名称及び住所又は居所を記載することを要しない。  
 第二十六条に次の三項を加える。  
 4 信託の受益者が第一項各号に掲げる事項の変更を届け出るときは、様式第三十二によりしなければならぬ。